

学校における不祥事根絶に向けて

千葉県教育委員会

性犯罪、性暴力の心理、法的な責任について考えましょう。

【事例】

X（30歳、教員、男性。）はオンラインゲームを通じて仲良くなったYさん（女性）と2人で会う約束をした。

会ってみるとYさんは思いの外若く20歳前後に見えたが、年齢の確認はしなかった。

カラオケに行き、片方が歌い終わるとハイタッチをすることもあった。横に並んで座りタブレット端末で選曲をした際、Yさんと目が合ったので黙って肩に手を回して強く引き寄せてキスをしたところ、Yさんは下を向いてずっと黙っていた。Xはそのままその場でYさんと性的な関係を持った。

その後、終電が迫っていたため帰宅することになった。2人は最寄りの駅まで一緒に歩いて行き、もう一度会う約束をして駅で別れた。

Yさんはその足で警察に行き被害を訴えた。

1 XさんとYさんは、それぞれの場面でどういう気持ちだったと述べるでしょうか。

以下のそれぞれの場面に分けて考えてみましょう。

- ① 2人で会う約束をしたとき。
- ② XさんがYさんの肩に手を回してキスをして、性的な関係を持ったとき。
- ③ 駅まで一緒に歩き、もう一度会う約束をしたとき。

2 以下のそれぞれの場合で、Xさんが懲戒処分（免職、停職、減給、戒告）を受ける可能性はあるでしょうか。

- ① Yさんが20歳だった場合。
- ② Yさんが17歳だった場合。

3 Xさんが逮捕されて刑務所に入ることになる可能性はあるでしょうか。

1 設問 1

- (1) ①の場面では、Yさんは会うこと自体は承諾しています。しかし、性的な事柄については承諾していません。

10代の女子は性行為への衝動よりも「つながり」を求めると言われることもあり※、YさんはXさんとのやり取りを通じた精神的な関係をより深めたかったのかもしれませんが。

一方、Xさんは、その後の行動から、「2人きりで会うのだから性的なことをできるかもしれない。Yさんもある程度期待をしているはずだ。」という考えだったのかもしれませんが。

しかし、2人で会うことと性的な接触は別のレベルの問題ですから、この考えは完全な誤りです。

※「脳科学・精神医学の視点から(榊屋二郎医師)」(令和3年11月29日 法制審議会刑事法(性犯罪関係)部会)

- (2) ②の場面では、Yさんは明らかな拒否の言動をしていません。しかし、承諾もしていません。

Xさんは、本当にそう思っていたかどうかは別として、「個室で2人きりになることを承諾した。キスの後はずっと黙っていて、嫌だと言われていない。また、手を振り払う等の抵抗もなく、Yさんも嫌がっていなかったはずだ。」と主張するかもしれませんが。

しかし、初めて会った大人の男性と密室に2人で、肩に手を回されて強く引き寄せられた状況ですから、Yさんからすれば、あまりに突然のことで声すら出せなかったということも考えられます。このような状態を凍り付き症候群といいます※。

また、Yさんからすれば、強く引き寄せられたことで身体の自由を奪われたと感じ、「抵抗したら暴力的なことをされるかもしれない、怖くて抵抗できない。」という心理になることも十分にあり得ます。

※性犯罪の被害者の供述の信用性に関するあるべき経験則について(田中嘉寿子)

- (3) ③の場面では、2人で一緒に歩き、次に会う約束もしています。

Xさんは、「嫌だったならばカラオケ店を出たらすぐに別行動を取るはずだ、次に会う約束などしないはずだ。」と主張するかもしれませんが。

しかし、直前に身体の自由を奪われて性的な関係を強いられたと感じているYさんからすれば、恐怖のあまり、その場を穏便に切り抜けるべくXさんの意に沿う行動を取っていたといえます。性被害の被害者は、加害者に迎合するかのように行動することがあり、従順・懐柔反応と言われたりもします(上記(2)の*と同じ)。

- (4) 以上の3つの場面それぞれで、Xさん、Yさんは、同じ客観的事実を体験しながらも、気持ちや見方が大きく異なっています。ここで皆さんに考えて頂きたかったのは、**「ある場面で相手の気持ちを想像したり、あるいは、過去の場面を振り返って相手の気持ちを押し量ったりする場合に、自身に都合良く相手の気持ちや考えを解釈してしまうことがある。」**ということです。本設例は実際に起きたいくつかの事例を参考としています。**自身に都合の良い解釈に沿って行動した結果、社会的に許容されない行為にまで及んでしまうケースが現実存在する**ということを知って頂ければと思います。特に、**児童生徒は、経験不足もあって相手の気持ちを押し量ることができず、自身に都合良く解釈して問題行動を起こしてしまうことが多々あるのではないのでしょうか。児童生徒への指導にあたって、この視点は有用と考えられます。**

2 設問 2

- (1) 20 歳の場合、密室で肩に手を回して強く引き寄せる行為が「暴行」にあたると判断されれば、同意なく暴行を用いてわいせつ行為をしたことになり、「暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした職員は、免職とする。」の規定により免職となります。
- (2) 17 歳の場合も、X さんの行為が「暴行」にあたると判断されれば、(1)と同様に免職となります。

また、暴行や同意の有無にかかわらず、「18 歳未満の者に対して、みだらな性行為又はわいせつな行為をした職員は、免職又は停職とする。」の規程により、懲戒処分を受ける可能性があります。X さんは Y さんの年齢を確認しておらず、「20 歳前後」には 17 歳も含まれ得ることを否定できません。したがって、法的には、「17 歳である可能性を排除しないままにみだらな性行為に及んだ」ものと評価され、上記規程に該当すると評価されることになるでしょう。X さんに対しては、「免職又は停職」という重い処分が予想され、過去の例に照らせば「免職」となる可能性が非常に高いです。

3 設問 3

- (1) 本設例では、Y さんは同意をしていません。X さんは同意があったと信じていたと主張するかもしれませんが、状況からしてその主張は認められない可能性が高いでしょう。そして、X さんの行為が Y さんの抵抗を著しく抑圧する程度の「暴行」にあたると判断された場合、Y さんが 18 歳以上でも 18 歳未満でも、強制性交等罪に該当すると評価されることになります。

なお、仮に Y さんが同意をしていた場合であっても、千葉県青少年健全育成条例では、18 歳未満の青少年に対するみだらな行為は犯罪とされ、処罰の対象となることに注意する必要があります。したがって、本設例と異なって Y さんが同意をしていた場合であっても、Y さんが 18 歳未満であれば、X さんは千葉県青少年健全育成条例違反によって処罰されることがあります。

- (2) 強制性交等罪であればほぼ必ず逮捕されますし、また、千葉県青少年健全育成条例違反であっても逮捕をされることは珍しくありません。逮捕された場合、実名でマスコミ報道されることがあり、社会的な制裁も非常に重いものがあります。
- (3) X さんの行為に強制性交等罪が成立する場合、実刑判決といって直ちに刑務所での服役を命じる判決が下される可能性が高いです。

懲戒処分の指針（抜粋）

千葉県教育委員会

5 その他の非違行為関係

(12) わいせつな行為等

- ア 暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした職員は、免職とする。
- イ 18 歳未満の者に対して、みだらな性行為又はわいせつな行為をした職員は、免職又は停職とする。
- ウ 公共の乗物等において痴漢行為をした職員は、免職又は停職とする。
- エ のぞき、不適切な裸体・下着姿の撮影（隠し撮りを含む。）その他のわいせつな行為を行った職員は、わいせつな行為を行った職員は、免職、停職又は減給とする。

